児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　略］ ［注１～11　略］ 12　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定児童発達支援事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、所定単位数に代えて、イ及びロに掲げる単位数の1000分の988に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴及び⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。 ⑴　医療的ケア区分１から３までに該当する児童発達支援給付費を１日以上算定している障害児である場合 ⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している障害児である場合 ㈠　８の２の強度行動障害児支援加算 ㈡　８の４のイの人工内耳装用児支援加算(I) ㈢　８の４のロの人工内耳装用児支援加算(II) ㈣　８の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 ［２～12の５　略］ 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数	**別表** 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　同左］ ［注１～11　同左］ ［加える。］ ［２～12の５　同左］ 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ［加える。］